

【資料 7】

古民家活用事業方針

1 施設活用における基本方針

- (1) 「まち」の新しい顔としての施設になるよう、創意工夫やチャレンジ精神があり、かつ経営に意欲的であること。
- (2) 「まち」の情報発信や交流の場としての施設となるよう、町やまちづくりに係る団体などとの連携に意欲的であること。
- (3) 「まち」の魅力向上のための施設になるよう、地域や地元農家、地元事業者などの地域コミュニティ（自治会等）への積極的参画や事業連携による相乗効果が期待できること。
- (4) 町民が気軽に利用できるとともに、広域からの集客を図ることができる活用をすること。
- (5) 顧客層は、特定の世代に限定せず多世代を想定した活用をすること。
- (6) 居心地のよい空間、顔の見えるサービス、安心・安全なモノの提供を行う場とすること。
- (7) 土・日を含む週 5 日以上及び昼間（少なくとも 11 時から 17 時）の活用（公開）を行うこと。
- (8) 座敷・広間など古民家の特徴的な部分は広く一般に公開できる活用をすること。
- (9) 長期（10 年以上）にわたり活用すること。
- (10) マスメディア等に対する情報提供に協力的であること。
- (11) 次の用途に係る活用は許可しない
 - ① 風俗営業及びそれに類する用途
 - ② 近隣に影響を与えるような異臭・煙及び騒音・振動を発生する用途
 - ③ 危険物の取り扱い・貯蔵・処理をする用途
 - ④ 消費者金融ならびに宗教活動・政治活動等を行う用途
 - ⑤ 事務所のみの活用または専用住居等、一般公開できない用途

⑥その他、町長が適さないと判断した用途

2 施設活用に係る契約について

- (1) 古民家の売買契約後 1 か月以内に賃貸契約を締結すること。
- (2) 提案者による本施設の利用は契約書に基づき運営及び管理を行うこと。
- (3) 提案者は本施設での事業継続が困難になった場合、原状回復をし退去すること。原状回復とは完了検査を行った際の状態のことをいう。

3 使用料について

- (1) 使用料は売買契約後に決定するものとし、賃貸契約にて定める。
- (2) 使用料 月額 120,000 円程度を想定しており、賃貸契約の最初の 3 年間は 70,000 円程度を想定している。

4 その他

仕様書に定めがない事項については、厚真町と提案者が協議して決定する。